



# くすりと健康

一般社団法人  
神戸市薬剤師会

## 薬局が作っているお薬

日本には多数の製薬会社があり、医療用と一般用の多くの医薬品を製造しています。薬の製造とは医療用の新薬を作る場合や、既存の成分を組み合わせて一つの錠剤にする場合などがあります。一方、薬局や病院で処方せんにより粉薬や塗り薬を混ぜて作るのは医薬品の製造ではなく、調剤や調合と呼ばれます。

医薬品を製造するには薬事法にもとづく県知事の許可を受けなくてはなりません。製薬会社は会社として医薬品製造業の許可を取り、製造・販売することができます。たとえば、病院がオリジナルの胃薬を作つて販売することや、薬局が2種類の薬（たとえば胃薬とかぜ薬）

を混ぜて袋に入れて「胃にもかぜにも効きますよ」と販売するのも薬事法違反です。薬の箱を替えただけでも製造にあたり、医薬品製造業の許可が必要です。厳しい薬事法の規制があるおかげで、日本には偽物の薬や品質のいちじるしく低い薬が販売されることはありません。

ところで、日本では大きな工場を備えた製薬会社しか医薬品製造業の許可を取れないようと思われていますが、一部の薬局では「薬局製剤」といって、薬局としての医薬品製造業の許可を受けて一般には市販されていない薬を製造販売しています。その種類は実に380以上あります。内容もかぜ薬・湿疹の塗り薬・下痢止め・漢方薬・催眠剤まであります。漢方薬は一般的の製薬メーカーが作つていない煎じ薬が多数あるので、より個人の体質に合った漢方を選べます。処方せんにもとづいて薬を調剤する場合には製造にはあたら

不要ですが、調剤ではその薬を処方された人の分だけ、処方された量しか作れませんし、薬局に行く前に医療機関を受診して医師に処方してもらわないといけません。しかし、薬局製剤は処方せんが不要で、症状のない時でもあらかじめ購入できる、できあがった薬は検査にパスしたものなので品質が確かななどのメリットがあります。「デメリットは、取り扱っている薬局が非常に少ないと、作った薬局でしか販売できないこと、健康保険が使えないことなどがあります。自分に合う市販の薬がない場合でも薬局製剤のなかにあらかじめ販売しているので、一度かかりつけの薬局でご相談ください。

